

新潟県景観審議会規則の一部を改正する等の規則をここに公布する。

令和4年3月29日

新潟県知事 花 角 英 世

**新潟県規則第26号**

新潟県景観審議会規則の一部を改正する等の規則  
(新潟県景観審議会規則の一部改正)

**第1条** 新潟県景観審議会規則(令和2年新潟県規則第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(趣旨) <b>第1条</b> この規則は、新潟県景観条例(令和2年新潟県条例第30号) <u>第20条第7項</u> の規定に基づき、新潟県景観審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) <b>第1条</b> この規則は、新潟県景観条例(令和2年新潟県条例第30号) <u>第20条第6項</u> の規定に基づき、新潟県景観審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(新潟県屋外広告物審議会規則の廃止)

**第2条** 新潟県屋外広告物審議会規則(昭和41年新潟県規則第79号)は、廃止する。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年7月1日から施行する。  
(新潟県屋外広告物審議会の委員の任期)
- 2 この規則の施行の日の前日において新潟県屋外広告物審議会の委員である者の任期は、第2条の規定による廃止前の新潟県屋外広告物審議会規則第3条の規定にかかわらず、その日に満了する。